

(令和5年度) ■ 実際に納める授業料はいくらになるでしょうか ■

本校の授業料は月額31,800円ですが、国の就学支援金が支給されることにより授業料が無償か、9,900円減額となるケースがあります

保護者の「課税証明書」か「納税通知書」の
市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額で判定します
(※保護者の課税地が制令指定都市の場合は算定方法が一部異なります)

R5年度は生徒の約6割が授業料実質無償化となりました

☆ 実際に納める授業料の早見表 ☆

ケース	区分	市町村民税の課税標準額× 6%－調整控除の額	本校 授業料	国 就学支援金	実納付 授業料
A	上限額対象	154,500円未満	31,800円	-31,800円	0円
B	基準額対象	304,200円未満		-9,900円	21,900円
C	対象外	304,200円以上		0円	31,800円

あなたはどのケースでしょうか

ケース	判定基準	納める授業料 (月額)
ケース①	両親の判定基準額の合計が0円の場合 保護者Aの判定基準額が、0円 保護者Bの判定基準額が、0円	0円
ケース②	一人親で判定基準額が0円の場合	0円
ケース③	両親の判定基準額の合計が154,500円未満の場合 保護者Aの判定基準額が、83,100円 保護者Bの判定基準額が、16,900円	0円
ケース④	両親の判定基準額の合計が304,200円未満の場合 保護者Aの判定基準額が、236,000円 保護者Bの判定基準額が、64,000円	21,900円
ケース⑤	一人親で判定基準額が154,500円以上304,200円未満の場合	21,900円
ケース⑥	両親の判定基準額の合計が304,200円以上の場合 保護者Aの判定基準額が、204,500円 保護者Bの判定基準額が、100,000円	対象とならない場合 31,800円